

川崎市都市景観条例 事前協議

【受付番号】 事前 22 - 17

計画概要				
協議者の法人名	川崎市上下水道事業管理者			
設計者の事務所名	JFEエンジニアリング株式会社一級建築士事務所			
行為地の地名地番	川崎区 塩浜3丁目24番1 他8筆			
景観ゾーン	平野部ゾーン	景観の帯	—	
景観計画特定地区	—	都市景観形成地区	—	
行為の種類別	建築物の増築	敷地面積	37,001.42 m ²	
主要用途	下水処理場施設	高さ	32 m	

完成予想図



南西



南東

事前協議結果

	市からの主な助言	協議者からの主な見解
1	<p>中長期的な視点で、敷地全体のカラーデザインのガイドラインを作成することを推奨します。ガイドライン上で、敷地全体の色彩コンセプトやアクセント色のあり方について整理されることが望ましいです。</p>	<p>既存側は建設から30年ほど経過しており、建設当初のガイドラインはありませんが、敷地全体の色彩コンセプトは以下の通り整理しています。</p> <p>エリアを大きく2つに分けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟、温水プールエリア ・機械設備エリア <p>管理棟、温水プールエリアは、施設運営関係者とプール設備を利用する市民が利用するエリアです。このエリアの、建物外壁は赤系で暖かみのある落ち着いた色を選定しています。機械設備エリアは、焼却炉等を設置しているエリアであり、クリーンな印象を与える白色を基調にしています。今回施設はこれら機械設備の増設にあたります。</p> <p>どちらもアクセント色に青色を使っており、下水処理場で処理された“きれいな水”がイメージできるように、外壁や機械設備上部の鉄骨構造物に青色を配色して、施設を特徴付けています。</p>

2	<p>外観については、建築物の用途上、機能面が優先される側面があるものの、可能なかぎり開口部やベントキャップの位置・大きさの調整に努めてください。そのうえで、建築物の特徴や形態に合わせたアクセント色のデザインについてご検討ください。</p>	<p>ご指摘の通り、機能面が最優先となりますので開口部を移動させることは大変難しいものになっております。ただし建具の通りを揃える等、可能な範囲では対応しております。また、アクセント色は、利用者になじみのある既存建物のデザインを参考にし、青色を用いました。</p>
3	<p>前面道路は交通量があるため、道路からの視線に配慮し、沿道には高木の植樹が望ましいです。</p>	<p>前面道路には、車道と歩道の境界に高木が植樹されていますので、視線には配慮されているものと考えています。</p>
4	<p>利用者の視線に配慮し、緑豊かな景観形成を目指し、敷地内の植栽計画について御検討ください。</p>	<p>敷地全体では、1項でご説明した管理棟、温水プールエリアについては緑豊かな景観を意識しています。機械設備エリアについては、可能な限り緑豊かな景観を目指して緑化を行う考えであり処理施設の動線を優先させた上で現在の植栽計画としております。なお、今回の協議結果を受け、玄関前の平面スペース(約2×2m)に、緑化を象徴するシンボリックな木(例:オガタマノキ[モクレン科、常緑広葉樹、約3~6m])を1本植樹する計画に見直しました。</p>
4-1	<p>芝生駐車場の範囲を検討するとともに、良好な状態を保てるよう、芝生の維持管理に努めてください。</p>	<p>芝生の維持管理マニュアルを整備し、緑化を維持するように努めてまいります。</p>
4-2	<p>駐車場まわりの管理用フェンスが閉鎖的な印象を与えるため、歩行者の動線に沿って、植栽を施すことが望ましいです。低木、灌木ともに多彩な樹種を採用し、表情を持った修景を期待します。</p>	<p>入口から建物に向かう歩道側面への植栽については、必要駐車台数の確保、バリアフリーを考慮した歩道幅の確保等の条件により緑地の確保が難しい状況です。なお、プール駐車場を利用した市民の方が機械設備エリアへ立ち入らないように、管理用フェンスで明確に境界のわかる計画が良いと考えております。管理棟、温水プールエリアについては多彩な樹種を採用しており、適切な維持管理に努めております。</p>
4-3	<p>建築物の足元に地被類を採用することも有効と考えられます。</p>	<p>建物内に設置する設備の運営、機能維持のために、20Tトレーラの走行幅や、改築更新時の重機類の通路幅を確保する必要があり、建設用地が非常に狭小となっています。よってご指摘の地被類の配置は今回計画では採用を見送ります。なお、玄関前に新たに植樹する木の根元部分に、被子植物(例:タマリユウ[常緑多年草])も植え、少しでも緑を感じてもらえるように配慮します。</p>
4-4	<p>植栽のうち、ランタナは侵略的外来種に選定されており、生態系等に被害を及ぼすおそれがあります。周辺環境へ配慮した植栽の選定が望まれます。</p>	<p>既存エリア側にあるランタナについては扱い方を今後検討して参ります。新設側の植栽選定については周辺環境へ配慮して選定いたします。</p>

※計画概要及び完成予想図は事前協議申出書の提出時点の情報となります。

※完成予想図の著作権はそれぞれ原作者が有しています。著作権法に特段の定めがある場合を除き、無断複製・転用等を禁じます。